

土木森林環境委員会会議録

日時 令和4年10月4日（火） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 2時57分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保俊雄
副委員長 市川 正末
委員 皆川 巖 渡辺 淳也 山田 七穂 早川 浩
山田 一功 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 飯野 照久 県土整備部理事 椎葉 秀作
県土整備部理事 小島 一男 県土整備部技監 秋山 久
県土整備部技監 若尾 洋一 総括技術審査監 舟窪 弘
県土整備総務課長 古屋 登土匡 景観づくり推進室長 内藤 広
建設業対策室長 雨宮 雄司 用地課長 佐原 淳仁
技術管理課長 守屋 修 道路整備課長 立川 学
高速道路推進課長 壺屋 嘉彦 道路管理課長 水口 保一
治水課長 蛭原 秀典 砂防課長 内藤 浩史
都市計画課長 五味 勇樹 下水道室長 宮下 喜樹
建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹
営繕課長 横山 伸二

林政部長 入倉 博文 林政部次長 信田 恭央 林政部技監 鷹野 裕司
森林政策課長 小澤 浩 森林整備課長 上野 真一
林業振興課長 山口 義隆 県有林課長 末木 洋一
治山林道課長 深水 晋一郎

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー部次長 砂田 英司
環境・エネルギー部技監 山田 秋津 環境・エネルギー部技監 渡辺 延春
環境・エネルギー政策課長 雨宮 俊彦 大気水質保全課長 中川 直美
環境整備課長 大森 栄治 自然共生推進課長 加藤 栄佐

議題（付託案件）

- 第179号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの
第182号 契約締結の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員席の指定を行った。次に、委員会の審査順序について、県土整備部、林政部、環境・エネルギー部の順に行うこととし、午前10時から11時30分まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午後1時から午後2時57分まで林政部、環境・エネルギー部の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

- ※第179号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（新山梨環状道路用地事務受託事業費について）

皆川委員 県土の2ページ、新山梨環状道路用地事務受託事業費についてお伺いします。

御承知のように、新山梨環状道路は甲府都市圏の渋滞を緩和することや周辺市町との連携強化が大変必要な道路でありまして、県民が特に期待している道路であります。

まず、国土交通省からの受託により用地取得を行うとのことですが、具体的な内容について伺います。

立川道路整備課長 受託業務の具体的な内容は、権利者との用地交渉、用地交渉の記録簿作成、土地取得と物件移転補償に係る契約書類の作成、抵当権など権利関係の整理、これら4点を主な業務とし受託するものであります。

これ以外の測量や補償金額の算定については、事業者である国がみずから行うことになっております。

皆川委員 期待しています。本来なら事業主体である国土交通省がやるべきことを県が代わって受託されるわけですが、県がやることのメリットについて伺います。

立川道路整備課長 広瀬・桜井間につきましては、県が事業主体となっております東部区間と、既に供用している西関東連絡道路の甲府山梨道路をつなぐ重要な区間であることから、一体的な整備を図ることによってネットワーク効果が一層発揮できるよう、県もこれまで最大

限の協力を行っていると考えているところでございます。

今回の受託範囲付近では、現在、県事業として和戸インターアクセスや桜井ジャンクションへのアクセス整備を推進しているところであり、県が受託することで各事業の窓口が一本化されて、地域や地権者にもきめ細やかな対応が可能となると考えております。

皆川委員 北部区間の広瀬・桜井間は国土交通省が事業主体となって、平成28年度から事業に着手して、これまで地元説明会を重ねながら、測量などいろいろやってきました。そうした中、なぜ、受託事業の予算化がこの時期になったのか、どうしてこんなに遅れたのか、説明してください。

立川道路整備課長 これまで国では、測量や道路設計に必要な調査や地元説明会を重ねてまいりました。その作業の中で、道路構造など詳細な道路計画を決定してきたところであります。

昨年、都市計画の変更手続が終了し、国で用地測量や物件調査などを実施しながら、用地交渉に着手する準備を整えてきたところです。本年7月に、詳細な事務内容について国との協議が整ったことから、本議会に補正予算として計上することとなりました。

皆川委員 地元の人たちの反対があったから遅れていると聞いていますが、違いますか。

立川道路整備課長 地元の反対ということですが、広瀬・桜井間につきましては、道路構造に一部盛土や高架構造などがあり、地域を分断した通学路など、安全上の問題で地元からの御意見はございましたけれども、事業自体に対しては地元の理解を得ながら進めている状況でございます。

皆川委員 わかりました。いろいろな理由があって遅れたかと思いますが、この間の本会議で知事が国直轄の新山梨環状道路につきましては、有料道路に向け働きかけていくと言いました。有料化について、地元に対してまだ全然説明がないです。新聞を読むと、国に早く事業着手してもらうためにも有料にしたほうがいいとのことですが、その説明をもう少し詳しくしてください。

壺屋高速道路推進課長 平成24年に笹子トンネル天井板の崩落事故がございました。それ以来、維持管理、修繕、更新への取り組みが厳格化されており、国の審議会において、高速道路の維持管理等の費用は道路利用者にも負担させることを基本とすべきという答申がございました。

そういう流れがありまして、現在、事業化されていないところにつきまして、有料化を取り入れることによって事業が早まることを考えているということでございます。

皆川委員 事業を早めるために必要なことだったかもしれませんが、今まで甲府市民の認識は、新山梨環状道路は甲府市を囲んで1周環状して、1時間以内で甲府市内を1周できる、どこからでも入れる非常に都合のいい便利な道路ができるという期待感がありました。

しかも、無料でできると考えていました。それが有料ということになると、どこから

でもすぐ入れる、1時間で1周するという気持ちが失せると思います。

そこで、有料とはどれくらいのお金を取られるのかという議論が次に出てきます。恐らくまだ全然検討されていないと思いますが、この区間であるとおおよそいくらになるか、想定できませんか。

壺屋高速道路推進課長 まだ有料道路事業として国がやるというところまで至っておりません。今から県で要望をしていくことを想定しております。まだ仕組みがわかっていないところでございますので、料金については、今後、有料道路事業として事業化された後に検討されていくのではないかと考えてございます。

皆川委員 だけど、有料化しないと事業が早くできないと知事も言っているわけだから、そういう意味でやることになると思います。これから、交渉を国土交通省とやることになるわけですね。有料道路制度の導入には地域の合意形成が図られることが最も重要で、丁寧な対応に努め、先頭となって事業化を国に働きかけると知事も述べています。非常に重要だと思います。まずは、使う人である地元の人たちの合意形成が大事です。ここでいきなり有料と言われて、甲府市民、甲府だけでなく多くの方が戸惑うと思います。絶対に必要なことは知事が言っているように丁寧な対応です。先頭となって事業化を国へ働きかけるということを丁寧に説明しないと、なかなか合意形成は得られないと思いますが、そのための努力をどのようにしていくつもりか、伺います。

壺屋高速道路推進課長 おっしゃるとおり、地元への説明が一番重要だと考えてございます。これにつきましては、地元の推進の会などがございますので、そういう会の代表者様や関係する自治体に丁寧な説明を心がけ、有料道路事業のメリットを説明し、地元の負担軽減につきましてはさまざまな考えもございますので、丁寧に話をしていきたいと考えてございます。

例えば、地元に対しての料金低減やアクセス道路の検討、それと、既存の新山梨環状道路ができますと、例えば山の手通りは今非常に狭い4車線になってございますが、もとの2車線に戻すなど、地元の道を変えていくというところを丁寧に説明していきたいと考えてございます。

皆川委員 今、答弁にありましたようにアクセス道路についてはどんどん始まっていますよね。甲府市民のみならず、県民全体の期待感も大きいと思います。それだけに、こうやって知事が提案し、有料道路にすれば早く完成できるということをよく説明し、納得してもらうことに、ぜひ努めていただくことをお願いしまして質問は終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第182号 契約締結の件

質疑

（契約締結の件について）

山田（七）委員 今回の工事に対して入札の応募が1社JVだけだったということで、この1社しか応募がなかった理由を教えてください。

古屋県土整備総務課長 今回、1社応募でございますが、一般競争入札を行った結果、1社入札になっております。どのような理由か明確な回答はできない状況でございます。

山田（七）委員 今、公共工事の入札に関しまして、県民は非常に厳しい目で見ていると思います。そういった中で、1社で落札率が98%ということで、県民の目から見ると、少し違和感があると思います。1社しか応募がなかった場合、もう少し広く募るようなことはしていないのでしょうか。

古屋県土整備総務課長 一般競争入札で競争性は保たれていると理解しております。ただ、より多くの方に参加していただくための環境づくりが一番大事だと考えておりますので、随時、入札の見直し等もさせていただいております。お話等を聞かせていただきますと、技術者の不足、総合評価入札の書式の作成が負担になるとの話もありますので、書類作成の簡便化、余裕期間というようなもの、技術者の兼任など範囲の拡大、そういう見直しを随時行い、できるだけ多くの方に参加していただける環境づくりに努めている状況でございます。

山田（七）委員 予定価格に対して応募が1社なので、5億2,000万円という価格が適切であるかどうか、実際この金額で請けられないから1社しか応募ができなかったとかという考えもできますが、予定価格に関しては適正ということでよろしいでしょうか。

守屋技術管理課長 予定価格につきましては、基本的に国の標準表を本県でも導入しており、予定価格の算出基準に基づき適正に積算されているものに対して入札を行っておりますので、適正な価格での入札だと判断しております。

山田（七）委員 最後に、公共工事の入札に関して県民は厳しい目で見えております。なるべく透明性が担保された中で、しっかりと説明ができるような入札方法で、県としてこれから努力していただきたいとお願い申し上げ、質問を終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（新たな御坂トンネルについて）

早川委員 知事の重要公約の一つである国道137号線の新たな御坂トンネルに関して質問します。このトンネルはリニアの駅から富士山周辺など、国中地域と富士北麓地域の交流につながるため非常に期待が持てます。たしかことしの4月に国からの事業化が決まったかと思いますが、まず、このトンネルの現在の進捗状況、交渉などはどのような状況なのか、完成のめど、目標の年度がわかればお伺いします。

立川道路整備課長 新たな御坂トンネルですが、本年4月に国の新規の採択を受けまして、現在、トンネルの両出口である御坂側と河口側付近のボーリング調査や、トンネルルート上の特性を把握するための物理探査、地質調査を行っているところでございます。

また、トンネル掘削によって、特に地下水など周辺環境への影響が想定されますので、モニタリング調査や水質調査もあわせて実施をしているところでございます。

これと並行し、トンネル前後の取付け道路についても、現道との接続方法について検討を行っているところで、今年度から調査を始めております。今後も地域への丁寧な説明をしながら、調査をして予定どおり事業が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

早川委員 完成の時期はいかがでしょうか。

立川道路整備課長 完成の時期については、新聞などでも公表になっておりますが、鋭意、目標を達成できるように頑張っていきます。よろしくお願いたします。

早川委員 2035年度末と聞いていますが、以前、本会議で質問したことがあります。今の御坂トンネルはトラックやタンカーが通れない状況にあつて、緊急輸送路が確保できない状況になるおそれがあります。特に最近では、産業面での重要物流道路とともに、重要物流道路制度を活用すると有利に進められるという認識がありますが、その点はいかがですか。

立川道路整備課長 重要物流道路制度の活用ですが、本年度から新規事業採択を受け、あわせて、委員がおっしゃったように物流上の重要な道路網ということで、国から重要物流道路の指定を受けているところでございます。

これにより、大型のトラックにも確実に対応できるような通常より規格が高い道路基準を設定することが可能となっております。

具体的には、建築限界と呼ばれるトンネルの内空の高さが通常4.5メートルのところを、国際海上コンテナ車、いわゆる40フィートコンテナ車に対応できるように、通常の4.5メートルから4.8メートルを確保する計画として進めております。

早川委員 高さ4.5メートルから4.8メートルで大分違ってくると思います。静岡県との交流など、いろいろな物流において大切な道ですので進めていただきたいと思います。

もう1点、物流もですが、例えば、噴火などの災害時に、避難や救援活動などで現状の御坂トンネルでは足りないという認識があるので、災害の観点で、新たにつくる御坂トンネルをどのようにするのか、お伺いします。

立川道路整備課長 災害時だけではなく、平常時においても重要な道路になりますので、物流面と災害面の両方で円滑な通行確保ができるように整備をしていきますが、道路工事をすれば2車線の車道と片側に路上施設帯という3.5メートルの自転車・歩行者道を備えた全幅11メートルの道路となります。

また、このトンネルは4,000メートルを超える長大トンネルで交通量も多いため、本抗とは別に、トンネル内での事故などに対応できる1車線の緊急避難通路を計画しているところでございます。

早川委員 改めて、2本のほかに3本掘るということを認識しましたが、今後の課題として、県警察かもしれませんが、リバーシブルレーンの活用など災害時はいろいろなことがあると思うので、高規格の高さで3本をしっかりと進めていただきたいと思います。

（電線の地中化について）

もう1点、電線の地中化について、この間の台風で広島県や宮崎県で電線が倒れる災害が起きましたが、電線の地中化は防災だけでなく、景観に配慮ということで以前から進めてきましたが、しばらく山梨県内の電線地中化に関しての進捗状況を伺っていませんでしたので、現在、計画目標に対して遅れているのか、進んでいるのか、どの程度の進捗なのか、お伺いします。

水口道路管理課長 地中化の進捗状況ですが、平成30年度に第7期の山梨県無電柱化推進計画を策定しておりまして、この計画の中では、国・県及び市町村道も含めて、令和元年から令和5年までの5年間で約30キロメートルを整備する目標を立ててございます。

令和3年度までの実績でございまして、約16キロメートルが完了してございまして、令和5年度までにはおおむね計画は目標を達成できる見込みでございまして、

また、整備状況でございまして、令和3年度末までに国・県・市町村道合わせ、約144キロメートルが完了してございます。そのうち、県管理道路部分につきましては、95キロメートルが完了している状況でございまして、

早川委員 全体の目標に対し、そんなに遅れていないという状況がわかりました。いろいろ予算がついていますが、その中で、先ほどのトンネル同様、市街地で台風や火事などが発生した際に避難や応援物資を運ぶため、電線を地中化する際に緊急輸送路という観点があったと思います。そこで、市街地における緊急輸送路の電線地中化に関して、重要なことですので、進捗をお伺いします。

水口道路管理課長 市街地における地中化の整備状況ですが、まず、緊急輸送道路は現在74路線で、延長805キロメートルございます。その中には、山間部の道路や電柱のない西関東道路や新山梨環状道路もございます。議員のおっしゃっている市街地などの人口集中地区内緊急輸送道路は17路線、延長で約47キロメートルございます。そのうち、令和3年度末までに約19キロメートルが完了してございまして、おおむね約4割が完了している状況です。

ただ、まだ半分も進んでいない状況ですので、今後も国の予算を確保しながら鋭意進めていきたいと思っております。

（建築資材の物価高騰への対応について）

渡辺委員

建築資材の価格高騰への対応について、何点かお伺いしたいと思います。

新聞等でも報道されているとおり、昨今の物価高・燃料高騰の影響によって、建設資材、特に生コンクリート、コンクリート二次製品、アスファルト合材等々、主要なもののが価格が高騰しております。また、積算単価では購入できないものもあるという話も地元から伺っているところであります。

そこで、現在の主な建築資材の価格の高騰の状況について、お伺いしたいと思います。

守屋技術管理課長 今般の社会経済情勢を受けまして、建設資材におきましても世界的に需要が逼迫している状況でございます。また、原材料価格の高騰とともに上昇が継続している状況で、今後もこの状況が続いていくのではないかと推測されます。

今年度に入ってから価格の動向の状況でございますけれども、4月期と9月期を比較した上昇率は、異形棒鋼、鉄筋が約24%、鋼材におきましては約12%と非常に高い状況であります。また、生コンクリートにおきましても、約7%上昇している状況でございます。

渡辺委員

やはり鉄、鋼材関係はかなり値上がりしていて、コンクリートも7%ですけれども、徐々に上がってきているということで、私の聞くとところによると、1月単位で価格が変動して民間でなかなか見積もることが難しくなっているとのことでした。

そこで、県では建設資材価格の動向をどのように把握されているのか、お伺いします。

守屋技術管理課長 建設資材の価格につきましては、国をはじめとする全国の地方自治体で公共工事の設計単価に適用している建設物価調査会刊行の建設物価、経済調査会刊行の積算資料により、毎月価格の変動状況の把握に努めているところでございます。

あわせて、生コンクリート、骨材、アスファルト合材など、地域ごとにプラント等がございまして、価格特性が異なる主要資材につきましては、県から委託業者に依頼して、販売元である問屋さんや特約店等へのヒアリング、場合によっては、直接、請負業者さんに価格調査をしまして、動向の把握に努めている状況でございます。

渡辺委員

公共工事でも価格に合わずに入札が不調になってしまうとの話も市町村等から伺っているところです。そういった動向を把握しながら、適切に価格の対応をしていただき

たいと思います。今後、さらに円安という形で燃料高は変動すると思いますので、適切に対応していただきたいと思いますが、現状、建設資材に対して県としてどのような対策を行ってきているのか、お伺いします。

守屋技術管理課長 県が発注する公共工事におきましては、実際の取引価格を調査して設計価格を決めているところでございます。これに伴い、令和3年度は単価改定を行う頻度を年1回だったところを、今年度より年4回にふやしております。これにより、実勢価格を設計の適正価格にできるだけ早く反映するよう努めております。

あわせて、変動が著しい資材につきましては、随時、臨時調査を行いまして、速やかな単価改定、定期改定以外の臨時改定も行うこととしております。

また、契約後に資材価格が高騰した場合には、取引価格と設計価格との差額を精算いたしまして、受注者の負担を軽減する単品スライド条項というものがございます。その積極的な活用を請負者に求めたり、建設業協会に単品スライド条項の適用の仕方や具体的な制度内容について説明をさせていただいており、あわせて県のホームページに単品スライド条項に係るマニュアルを載せ、具体的な説明冊子、リーレット等を掲載して、制度の周知徹底を図っているところでございます。

渡辺委員

今まで年1回だったところを年4回の改定にさせていただいて大変助かっています。ただ、月単位で価格変動が起こるものも多い中で、答弁の中にもありましたが、適宜、できれば毎月、改定していただいて適正な積算単価を算出していただきたいと思います。

また、単品スライドについて、請負業者から担当の方々の温度差があるような話も聞いていますので、ぜひ県土整備部としても柔軟に対応できるような、相談に乗っていただけるような体制を引き続き取っていただきたいと思います。

（災害協定に係る評価方法について）

もう1点、災害協定に係る評価方法について、お伺いしたいと思います。

初めに、公共工事の一般競争入札における総合評価方式の加点として、地域防災計画に示されている災害協定が加点対象になっていると思いますが、具体的にどのように評価しているのか、お伺いします。

守屋技術管理課長 災害協定の締結につきましては、総合評価落札方式の企業の信頼性、社会性、地域の貢献度の評価項目におきまして、山梨県の地域防災計画に掲載されている災害時に備えた締結をした各種協定を対象とし、当該協定に基づき、災害時の応急対策業務に従事する企業、具体的には関係団体が発行する証明書の写しを添付いただきまして、評価点2点を加点している状況でございます。

渡辺委員

地域防災計画では、さまざまな災害協定を示されていると思いますが、例えば建設業協会のように災害時において最前線の災害対応に当たっている団体を、若干それに比べれば距離感のあるその他の災害協定と同様に評価されているように今の答弁の中では感

じ取れましたが、2つを同様に評価している理由は何なのか、お伺いします。

守屋技術管理課長 山梨県の地域防災計画に位置づけられている応急対応に係る協定でございますけれども、これは有事に生じる多様な災害状況に対し、さまざまな工種に応じて関係者が機動的かつ円滑に協力して活動するために、県の防災会議での議論を経て策定されております。

したがって、総合評価におきましては、地域防災計画に定められている応急対応に係る各種協定を企業の信頼性、社会性、地域貢献度ごとの評価対象とし、協定に基づく多様な工種を分け隔てなく評価するものとして、現在、評価を行っているところでございます。

渡辺委員 総合評価方式の加点2点はかなり大きいということは御承知のとおりだと思います。1点だとしても、1億円からの工事を受注する、また入札する場合も100万円ぐらいの差額が出る、2点ともなれば結構大きな加点なので、現在、土木工事において建設業協会の災害協定以外の協定をどの程度評価しているのか、改めてお伺いしたいと思います。

守屋技術管理課長 前年度の総合評価落札方式で発注した土木工事におきまして、災害協定の締結で、県の建設業協会の災害協定以外の協定を評価した実績でございますけれども、1%未満、約4件と非常に少ない状況でございます。

渡辺委員 本来であれば、やっぱり県の土木工事と密接に関係する災害協定を加点対象としていくべきだと思いますので、件数としては少ないですが、今後、差をつけていく必要はあるかと思います。もちろん、全体的に災害協定を評価していくことを反対するわけではありませんけれども、より密接に関係しているものは、より評価していくべきだと私は思います。例えば、今後、建設業協会のような災害時に迅速な対応や必要不可欠な協定をしているところは高く評価していくべきだと思いますが、どのようにお考えになっているのか、最後にお伺いしたいと思います。

守屋技術管理課長 県と山梨県建設業協会との間で締結している災害時における応急対策業務に関する基本協定におきましては、道路、河川、砂防、治山、林道等、公共施設の被災が発生した場合、発生するおそれがある場合、応急対策業務の実施に関する基本協定を定めております。

さらになおかつ、各地域を所管する建設事務所、林務事務所も同様でございますけれども、建設業協会の地域支部との間で災害協定を締結し、有事に際して当該地域の協力企業の機動的かつ円滑な対応、具体的には、被災状況の情報収集、応急時の応急復旧等を担保している状況でございます。

こうしたことを踏まえまして、発注工事が土木一式工事である場合には、総合評価落札方式においても高く評価するべきではないかということは十分理解しております。

それにつきましては、現在検討中で、来年度に向けて見直しができればと考えており

ます。具体的なものは、特に土木一式工事に限定しての対応を考えていければと考えております。

（管理者不明橋について）

山田（七）委員 管理者の不明橋についてお伺いいたします。

最近、ニュース等で河川等に係る管理者不明の橋梁の話題を目にすることがありました。ニュースで見るとは限りますが、管理者不明橋は強度的にも構造的にも安全性に非常に不安がある感じがしますが、利用者の話を聞くと、その橋がないと生活に支障を来す、生活をするのに必要な橋とのことでした。

そこで、県内に管理者不明橋はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

蛭原治水課長 県が管理している一級、二級河川に存在する管理者不明橋の数は、現時点で把握しているものは74橋と承知しております。

山田（七）委員 県の管理している川で74橋という答弁をいただきましたが、これはマックスですか、それとも現時点で把握できていない管理者不明橋も存在するという理解でよろしいでしょうか。

蛭原治水課長 管理者不明橋の74橋につきましては、これまで建設事務所において調査を行い、把握した橋梁数であり、今後の調査によってふえてくる可能性はございます。

山田（七）委員 できればなるべく早く県内の管理者不明橋の把握をしていただきたいと思います。先ほども話をしましたが、地元住民は生活するのに必要な橋だという形の中で、撤去するのは簡単かもしれませんが、それを撤去してしまうと生活に支障が出る非常に難しい問題だと思います。今後、県はこのような管理者不明橋に対してどのように対応していくのか、お伺いいたします。

蛭原治水課長 まずは、管理者不明橋が設置された経緯や利用状況などにつきまして、市町村や地元への聞き取りを行い、管理者の特定に努めていきたいと思っております。

その上で、市町村や地元と連携し、また、地域の状況を踏まえる中で、河川法による許認可を得るよう、まずは促し、安全性に問題がある場合については橋の撤去を行うなど、適切に指導してまいりたいと思っております。

山田（七）委員 適切に設置されていない橋梁については、事故等が起きたり、老朽化していなくても河川が増水したときに流されて、それが障害物になって洪水被害を増大するおそれがあります。今後も、関係者と十分に協議をしていただいて、適切な対応を図っていただくことをお願いします。

（しゅんせつの状況について）

近年、集中豪雨などで河川が氾濫しないまでも、水位が堤防の天端まで迫る、また越

水してしまう状況を見ますが、そういったものを見るたびに、地域住民は非常に不安に思っています。

そのような中で、洪水被害に備えるためには堤防の強化を図るとともに、堤防の設置から数年がたって、河床にだんだん土砂等が堆積して、堤防との天端との高さがなくなってきている状況があります。今、県内各所でしゅんせつ工事を行っていただいて、私の地元でもかなりしていただいて、地域住民が喜んでいことは承知しています。昨年度のしゅんせつの状況について、まずお伺いいたします。

蛭原治水課長 委員御指摘のとおり、洪水を下流へ安全に流すための方策として、土砂を撤去し、所定の流下能力を確保することは非常に有効かつ重要であると考えております。

このため、県では、河川のしゅんせつを精力的に実施しており、令和3年度は釜無川をはじめ、県内59河川、延長約49キロメートルで河床のしゅんせつを実施しております。

山田（七）委員 しゅんせつを一生懸命やっただけに感謝しております。

一方で、しゅんせつとあわせて民間業者に河川の砂利を採取してもらうことも河床を下げるためには有効な手段だと思います。

以前は、釜無川も塩川も、重機等が入って採石業者が土砂をすくっている光景を目にしておりました。こういった取り組みは、砂利を採取して、それを製品として使うわけですから、しゅんせつに係る事業費が抑えられるので、非常に有効だと思います。そこで、民間事業者による砂利の採取の実施状況についてお伺いいたします。

蛭原治水課長 ここ数年、民間事業者による砂利採取量の実績は増加傾向にございまして、県内の令和3年度の砂利採取の実績は合計30件、約229万立方メートルであります。御指摘のとおり、民間事業者が砂利採取を行うためには、採取場所の選定やコストなどの諸条件が整わないと実施できないこともございますが、今後も事業者を指導いたしまして、適切に民間事業者による砂利採取に取り組んでいきたいと考えております。

山田（七）委員 近年の気候変動によって想定外の豪雨があります。砂利の採取は、民間の力を活用して、しゅんせつに係る事業費を安く抑えられる。また、民間も製品として使える砂利が採取できる。そして、地域住民も堤防と河床との高さが担保できて安心できる。ぜひこれからもこうした効果的な事業を続けて、県民の安全・安心につなげていただきたいと思います。

（建築基準法の適用について）

飯島委員 大きく2つお伺いします。まず1つ目は、昨今、グランピングというキャンプのスタイルがブームになっていると聞いています。

ドーム型のテントに宿泊して家族で気軽に楽しめるということで、全国グランピング協会によると、コロナ禍の事業再構築補助金を追い風にいろいろな業者が参入していて、ことしの8月現在で全国に520施設あり、山梨県がトップとのこと。

9月30日の山梨新報の記事について、事実確認もしながら御答弁いただきたいと思
います。富士河口湖町に8月にオープンした施設の敷地の一部が土砂災害防止法の特別
警戒区域、レッドゾーンにあって、8月4日の雨で土砂が泥水となって流出しました。
近隣の集合住宅に住んでいる方が県の建築住宅課を訪れて、レッドゾーン内の施設設置
は問題ではないかと求めたところ、テントは簡単に取り外しができるため、建築基準法
が定める建築物ではないと回答したとのこと。まず、いきさつは事実かどうか、お
願います。

大澤建築住宅課長 建築物の定義につきましては、建築基準法の中で土地に定着する工作物で、屋根及
び柱もしくは壁を有するものという定義がなされてございます。

そこで、土地に定着するという判断の中で、テントにつきましては、脱着が非常に簡
易にできるということで、定着性がないという判断をいたしました。そのため、本県で
は建築物ではないと判断をしておりますとお答えいたしました。

飯島委員

そういうやり取りがあった事実について確認できました。

ただ、先ほども冒頭で申し上げましたが、グランピングは日本全国で非常にはやって
いて、建築基準法の適用になるかどうかについて、山梨新報が全国の9県市に問合せを
したところ、基準法を考慮するが9県のうち5県、考慮しないが山梨県を入れて4県で、
5対4と、それぞれ自治体の解釈の違いがあると思いますが、私は住民の命に関わるよ
うな土砂災害が起こりそうな問題を救済する必要があると思います。

建築基準法でなくても、土砂災害防止法とか、砂防法とか、自然公園法とかいろいろ
な法律があると思います。ただ、事実として建築住宅課を訪れ、建築基準法では適用さ
れないと言われた。では、今どうなっているのか。その後はどういう状況なのか。県土
整備部のマターではないかもしれませんが、県として、そういう相談があって、その後
どうなっているのかりサーチする必要があると思います。今、どうなっているのですか。

大澤建築住宅課長 建築住宅課としましては、建築物という定義につきまして御回答をさせていただ
いております。

委員の御指摘のように、安全は第一だと考えております。他県の判断もございませ
ぬので、建築物の取扱いにつきまして、それぞれの行政庁ごとにまちまちというところも
ございませぬ。今、その辺を調査しようとしているところで、建築基準法の建築物に当
たるか否かについて、他県の状況を確認しているところでございませぬ。

飯島委員

責めているわけではなくて、事実確認をしています。でも、大前提として生命・財産
に関わる問題で、県民から相談があった。担当課では、自分たちのマターではないと。
でもそれをほっておくことは、県として問題だと思います。知事は、「全ての県民が豊
さを感じられる」とおっしゃっています。

グランピングは新しいブームですが、建築基準法は昔からある法律でグランピングを
想定していないので、解釈もいろいろ難しかったと思います。そうであるならば、森
林の材木を切ってグランピング施設を傾斜地につくることは大雨や台風の際に危険である

ことから、基準法に付け加えることはできるのではないかとと思いますが、どうですか。

大澤建築住宅課長 建築基準法は全国一律の法律でございまして、それに基づき建築物かどうかは定義で決まっております。建築物は非常に幅広いわけですが、その判断は、国に照会しましても、各所管行政庁でさまざまなものを検討しながら、建築物かどうかについて判断することになっております。

そのほか、災害部分については、建築物というところなので、また、それにつきましても国に再度照会をしていきたいと思っておりますが、いわゆる全国的な法律の中で進めています。

飯島委員 法律や規制にはメリットがあるから、危険性があるからと縛るということがあると思います。生命・財産を守ることを一番に考えるべきだと思います。それを守るための規則がつかれないのはおかしいと思います。

きのう、山田一功議員も私も本会議で太陽光発電のことを質問しました。県は太陽光発電の規制をしました。それならこの件についてもできないことはないと思いますが、いかがですか。

大澤建築住宅課長 私の答弁は建築の範疇でのお答えで申し訳ないですが、今、そういった建築物の取扱いにつきまして、再度検証していきたいと考えておりまして、その上で、どういった規制がいいのかは何とも言えませんが、いわゆる建築物か否かの取扱いについては、国とも相談しながら検証をしていきたいと考えてございます。

飯島委員 たまたま建築住宅課だったと思いますが、これは県全体の問題と認識してもらいたいです。このような問合せがあつて、台風が来て災害になったら県は訴えられます。私はとても心配です。

もちろん、県民の生命と財産も心配ですが、県のイメージが悪くなる本当に大きな問題だと思います。先ほど申し上げたように太陽光は規制ができたわけですから、考えていただきたいと思っております。

飯野県土整備部長 委員の御指摘のとおり、地域住民の不安は承知しております。

地元の方々の不安や、危険に対する心配をいかに払拭してあげられるかが、まずは規制やルールを決める前に、私どもの大事な対応の一つだと思っております。

そのために、地元の富士河口湖町や地域の自治会の代表の方たちとしっかりと話をし、どういったところが危険で不安なのかを明らかにして、それに丁寧に対応していくことが必要であります。現在は、開発者も交えまして、有事のときの避難はまちでかわりのあることですから、こういう状況になったら避難をすべき、それから、土砂等が流れ出ることに關しては、どうすればそういったことがないか、きちんと話をし、お互いに理解をした上で事をやっていくということです。

ですから、規制やルール、その前にやるべきことが今、私はあると感じております。そういったことに丁寧に対応していくことが重要だと思っております。

飯島委員 飯野県土整備部長の責任ある丁寧な回答をいただきまして、本当にありがとうございます。グランピングはブームにあって、家族も楽しめるいいシステムなので、山梨に行くと安心して楽しい思い出ができたねとなるよう、よろしくお願いします。

（丹波山村保之瀬地内の落石事故について）

次に、6月15日に丹波山村の保之瀬地区に落石災害が遭ったと聞いていますが、まず、その事実を把握しているか。それから、その災害の詳細を教えてくださいか。

水口道路管理課長 委員おっしゃるとおり、国道411号の丹波山村保之瀬地内に6月15日に落石事故がございました。

この落石事故の特徴は、道路から高さ150メートルのところから落石が発生し、発生した落石が全部落ち切らずに途中100メートルのところに堆積したところ。現在、撤去作業をしている段階で全面通行止めという状況でございます。

飯島委員 国道411号が寸断されたという解釈でいいですか。

水口道路管理課長 現在、国道411号は、保之瀬地区の全戸で全面通行止めでございます。

飯島委員 想定外の落石だと思いますが、住民など詳しい方からの話によると、過疎化で高齢者も多い地域で、この事故によって緊急時の消防自動車の往来が極端に遅くなり、助かる命も助からない状況にあるとのこと。まだ完全復旧はできていないというお答えかと思いますが、私が得た情報では、救急搬送は大月消防署が管轄なので時間がかかると聞いていますが、今も、正常な場合に比べて40分から50分かかるとい状況ですか。

水口道路管理課長 大月消防署の出張所が丹波山村と小菅村に交互に駐在したりしていると聞いてございます。

現在、通行止めのところを迂回するには、県道上野原丹波山線と国道139号を迂回する必要がありますが、おおむね10分から15分程度は余計に時間がかかってしまう状況でございます。

飯島委員 時間の算定は天気などの状況によってもいろいろ違うと思いますが、住民が心配するのは当然かと思えます。

こういう災害が起きると、今、たまたま救急搬送の消防のことも聞きましたが、バスなどの公共交通も当然通れなくなります。例えば、県にこういう情報が入った場合、所管が多岐に渡りますが、消防、道路、公共交通、財政面、市町村課など情報を共有するための会議をやるのですか。

水口道路管理課長 今回の丹波山村の国道411号につきましては、詳細な日は忘れてしまいましたが、県民センターで関係者が集まる会議を設け、運用を協議しているところでございます。

飯島委員 最後が聞こえませんでしたでしたが協議するところですか、それともしていないのですか。

水口道路管理課長 既に会議を設けまして、運用については決まっているところでございます。

飯島委員 情報を共有しているか共有していないかで、対応がスムーズにいくことがあろうかと思えます。共有したという議事録はあるわけですね。

水口道路管理課長 会議を開催した議事録はございます。

飯島委員 それを聞いて安心しました。いつ、どこで、こういう災害が起きるかわかりませんから、そういう議事録は取っとして、次に残すことは大事だと思います。それで、復旧のめどはどのように見たらいいですか。

水口道路管理課長 現在、鋭意工事を進めてございまして、今のところ今月中には交通を確保できる見込みでございます。

飯島委員 当然されていると思いますが、丹波山村の担当者と緊密に連絡して、今月には交通を確保できる見込みという話なので、もう10月で、工事の状況が思いどおりいかないこともあるかと思いますが、ぜひ緊密な連絡を取りながら早い復旧を望みます。よろしくお願いします。

水口道路管理課長 工事の状況につきましては、村と綿密に調整等々して、工事の状況をホームページで随時更新してございます。工事の状況を皆さんにわかっていただいて、不安を払拭するような対応を取ってございます。

主な質疑等 林政部、環境・エネルギー部関係

※第179号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（未利用材活用促進事業費補助金について）

渡辺委員 林の3ページの未利用材活用促進事業費補助金について、何点かお伺いさせていただきます。

未利用材の活用促進に対して経費を助成するとのことですが、伐採して出た枝や根などを未利用材というと思いますが、そもそもウッドショックで木材が少ない中で、国内産の木材の需要がかなり高まっていることは御承知のとおりだと思います。そのような中、2050年カーボンニュートラルのこともありますので、こういった未利用材を積極的に活用していくことは大切な取り組みだと思っておりますが、そもそもどうしてこれまで未利用材が活用されてこなかったのか、まずお伺いしたいと思います。

山口林業振興課長 未利用材は、1から3ヘクタール程度の広大な伐採地域に広く散らばった状態で残されており、長さや形状なども均一ではありません。このため、収集や運搬にコストがかかり、それに見合った収益が見込めないため、今まで活用が進んでいませんでした。

渡辺委員 伐採して木材になる規格があるものとはかく、規格に合わないものを運搬することにコストが増大していたのではないかと思います。今回、1立方メートル当たり1,500円の補助をすることで、先ほど言われたコスト面の問題を解決していくということだと思いますが、どのようにつなげていくのか、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。

山口林業振興課長 これまで森林の伐採は、伐倒した箇所丸太の状態にして収集運搬を行ってまいりました。本事業では、伐採木に枝葉がついた状態で搬出し、作業ヤードで利用目的に応じた仕分けを行うことで収集作業の効率化を図り、あるいは、現場で枝葉などを粉砕してチップに加工することで容量を減らし、1回の運搬量を増加させるなど収集運搬の低コスト化に取り組むことを補助の要件としております。

本事業の実施を通じて、こうした低コストでできる作業方法を県内事業者への定着につなげてまいります。

渡辺委員 先ほど申し上げたとおり、国産材に対する需要にかなり目を向けられている中で、ウッドショックによる木材の高騰は、本県の県産材にとってはチャンスだと思っております。今までコストがかかっていたものを、何とかコストダウンを図るための設備投資に助成していただき、積極的に進めていただきたいと思います。既定予算が500万円で

今回の補正が2,000万円ぐらいですが、当初予算のときに比べて何か状況の変化があったということですか。

山口林業振興課長 ウッドショックの影響により国産材の需要が高まる中、これまでバイオマスとして利用されてきた小径木などの合板用での使用が進み、本年の春ごろから燃料用チップの需給逼迫が生じております。

こうした状況の変化により、未利用材の活用に前向きな事業者がふえ、本事業の当初予算を上回る要望が寄せられたところです。

渡辺委員 今までチップに行っていたものが合板用にとられることになってチップが不足してきたということだったんですね。それは商品化できてきているということでもよろしいかなと思いますので、ぜひこういった補助を積極的にしていただいて、県産材の販路拡大につなげていただきたいと思います。

（省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について）

続いて、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金について、何点かお伺いしたいと思います。今回の補正予算の大きな目玉になっている事業ということで、産業労働部が主だと思いますが、福祉保健部にも林政部にもある。全体予算が14億円近くあったと思いますが、そもそも、省エネ・再エネの設備とは、省エネのほうはどのようなものを想定していて、再エネのほうはどのようなものを想定しているのか、まず、根本的なことを伺いたいと思います。

山口林業振興課長 省エネ設備については、電力等のエネルギーコストの削減が図られる設備の更新に対して補助を行うものであります。当課で所管する木材加工会社等においては、工場建屋の照明を水銀灯からLED照明へ更新することなどが該当します。

一方、再エネ設備については、再生可能エネルギーの導入に対して補助を行うものであります。太陽光パネル設置や蓄電池の設備導入などが該当します。

渡辺委員 わかりました。そういったものをやっていくということですが、全体で14億円近い予算がある中で、林政部の3,150万円は何か少ないような気もしますが、そもそも、補助対象の木材加工会社というのは、県内に何社ぐらいあるのですか。

山口林業振興課長 当課で把握しているものは、製材工場や合板工場、原木市場などを含めて29社となっております。

渡辺委員 先ほどの質問とも関係しますが、これから県産材の需要が高まっている中で、それに対応していかなければならないと思いますので、県内の木材加工会社さんにも体力をつけていただいて、設備投資もしっかりとしていただいて、持続可能な経営をしていただく上で大切な事業になってくると思います。議会で可決された後、ぜひ、積極的な広報活動をして、周知に努めていただきたいと思います。どのように補助制度を周知し

ていくのか、お伺いします。

山口林業振興課長 現在、事業全体を取りまとめている産業労働部と調整を進めております。執行をできるだけ早くできるようにということで、議決後、速やかに執行ができる状態を調整しているところでございます。そちらのほう準備でき次第、広報も行っていきたいと思っております。

（ジビエ供給拡大推進事業について）

早川委員 環の3ページのジビエ供給拡大推進事業について、私の地元にもジビエ料理屋、レストランもありますし、狩猟者もいますのでお伺いしたいと思います。まず、県が管理捕獲する一方で、出口として、コロナで需要が低迷して、狩猟者と処理施設に対し支援金を払うとのことですが、もう少し詳しく教えていただきたいのと、あわせて、支援金額が、なぜ8,000円と1,000円なのか、理由を教えてください。

加藤自然共生推進課長 詳細でございますが、新型コロナによるレストランの休業など、ジビエ需要の減少に伴う供給量の落ち込みなどの影響を受けている状況でございます。現在、需要は回復傾向にあり、ジビエの材料となるニホンジカの処理施設への搬入を強化する必要がございます。

このため、これまでに捕獲したニホンジカを自家消費していた狩猟者の皆様に、新たに1頭当たり8,000円の支援金を支払い、処理施設に搬入していただくとともに、あわせて、処理施設に対しても1頭当たり1,000円の支援金を支払う制度を創設し、落ち込んだジビエ供給量をコロナ前の状況に回復させることとしております。

それから、8,000円と1,000円の根拠でございますが、同様の事業を北海道でしておりまして、その例を参考に8,000円と1,000円とさせていただきます。1,000円につきましては、8,000円のおおむね10%の手数料ということで設定をさせていただいているところです。

早川委員 実際、コロナもあって、地域の狩猟者の人たちも持って行くのが面倒くさいから自分で食べたとかいろいろあったと思うので、搬入促進のインセンティブを図るよい取り組みだと思います。その中で、狩猟者が持っていてもその先の出口となるレストランとか、料理人からすると、処理をする施設が荒っぽくて雑に扱うと使えないということを知ります。猟師さんは頑張って持っていてもレストランに行くまでに駄目になってしまうので、そういった意味で処理施設側の役割も重要だと思いますが、どうすればよいのか、教えてください。

加藤自然共生推進課長 早川委員おっしゃるとおりで、捕獲の方法や搬入までの時間などによって品質が左右されるという点は、ガイドライン等がございますので、農政部とも連携いたしまして、ニホンジカを受け入れる際のジビエ利用として可能な個体であるか否かの確認、また、より品質の高いジビエとするための技術指導など、処理施設の衛生対策を徹底していただくという点で1,000円を払うことになっております。

早川委員　　そもそもコロナでジビエが落ち込んだとのことですが、せっかく予算を取ってやるので、ジビエの供給目標について、どういう根拠で目指すのか、教えてください。

加藤自然共生推進課長　コロナ前のピークといたしましては、令和元年度の処理頭数が952頭、捕獲頭数が約1万6,600頭、利用率が約5%でピークでございました。令和2年度の処理頭数が515頭、捕獲頭数が約1万6,400頭、利用率が約3%でした。令和3年度の処理頭数が522頭、捕獲頭数が約1万7,500頭、利用率が約3%という状況になっております。

目標といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、令和元年度の利用率約5%を目標に昨年度の捕獲頭数に約5%を掛けまして、約980頭まで回復を図ることとしております。本年度の見込みが640頭で、その差が340頭ということで、目標を340頭に設定してございます。

早川委員　　目標340頭は結構高い目標値だと思っていて、コロナで落ち込んで、出口のジビエの利用頭数がそもそも伸びていない中で、この予算をつけることで、供給が過剰になる心配もありますが、その辺はどのような根拠でやっているのですか。

加藤自然共生推進課長　今回対象となる処理施設が5つあって、そちらに実際に聞き取りを行いまして、いずれの施設も需要が回復しており、ニホンジカの供給が不足している、大丈夫だという回答を得ているところでございます。

早川委員　　ヒアリングも実施して使う見込みがあるということで、今回は捕る人と処理する人に補助金を出しますが、実はその先の出口を広げないとならない。それは農政部になると思いますが、例えばレストランだけでなく、最近ではペットフードとか防災食でジビエを使うというアイデアがある中で、レストランとかペットフードをつくる、使用する側へのインセンティブやサポートも環境・エネルギー部と農政部で連携して何か考えているのか、非常に重要だと思いますが、その辺いかがですか。

加藤自然共生推進課長　早川委員おっしゃるとおり、出口となる需要の高まりも重要でございます。農政部の所管となりますが、安全・安心が担保された認証制度による品質の高さ、鹿肉本来のおいしさを広く消費者に知っていただけるよう取り組んでいると聞いています。

具体的には、狩猟解禁日の来月15日から、やまなしジビエフェア2022の開催、また、先日の報道にありまして、県産ジビエの等級制度の創設、また、委員おっしゃられたペットフードのほかに、北富士駐屯地での給食、また、アウトドアブームによるキャンプ場での食材活用など、新たな販路拡大、流通や消費を促すための取り組みをしていると承知しております。

個体数の調整を担う当課としましても、命をいただく側面もありますので、農政部の取り組みと連携を図る中で、捕獲したニホンジカのさらなる有効活用に向けて取り組ん

でまいりたいと考えております。

（未利用材活用促進事業費補助金について）

山田（七）委員 先ほど渡辺委員の質問にもありました、林の3ページの未利用材活用促進事業費補助金について、今、木材の需要が非常に高くなっている中で、もともとバイオマス発電に使う材料が合板のほうに流れていって、バイオマスの発電に使う材料が少ない状況で、今回の補正で利用を促進しようという答弁だったと思いますが、ただでさえ、建築資材としての合板が少ない中で、その材料を木質バイオマスに使うということは、さらなる合板の値段の高騰や資材不足を招くような気がしますが、その辺の調整をどのように考えているのか、伺います。

山口林業振興課長 もともとチップ用として使われていたものが、合板用に使われるようになったことで、逆にチップ用が減っているという状態です。チップ用については、今回、山に残置されている、これまで利用されなかった材をチップ用として活用することで、チップの部分の不足したところに未利用の部分が活用されることで、全体が利用できる状態になるということでございます。

山田（七）委員 合板として使える材料は合板として使いつつ、利用ができない端材をバイオマスに使うための運搬などに、この補正予算を充てるという理解でよろしいですか。

山口林業振興課長 合板のほうを優先して、これまで使えなかった低い価格のものに運搬費を出すことによって活用するというところでございます。

山田（七）委員 私も建設業をやっておりますが、今、資材の調達が非常に困難な状況にある中で、当然、木質バイオマスの使用も重要なので、バランスを取りながら、どちらかが資材不足になる状況がないよう、ぜひともお願いいたします。

（ジビエ供給拡大推進事業について）

次に、環の3ページの早川議員の質問で、ピークのジビエの利用率が約5%ということですが、先ほど早川委員がおっしゃるように、狩猟された方がみずから食べるということも当然あるかと思いますが、残りの約95%は、どのような処理をされているのか、お伺いいたします。

加藤自然共生推進課長 自家消費のほか、そこで埋める、埋設するという手段でございます。

山田（七）委員 ということは、ほとんどの場合、狩猟した時点で身近なところに埋設という考えでよろしいのですか。

加藤自然共生推進課長 そのとおりでございます。

山田（七）委員 この事業によって、約3%まで減ったジビエの利用率を、ピークの約5%までに持っていくという計画でいると思いますが、その後、県として、ジビエの利用率をどこまで上げていこうという、何か目標設定はあるのですか。

加藤自然共生推進課長 農政部で10%を目標とするということを伺っておりますので、管理捕獲を担う当課としましても、農政部と連携を図りながら、さらなる有効活用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

山田（七）委員 ニホンジカも農林業に被害を与える有害鳥獣という扱いを受けていますが、当然、生き物なので、先ほどもおっしゃっていただきましたが、命の尊厳についてもしっかりと理解しながらやっていただきたいと思います。

そのためにも、捕獲したニホンジカが1頭でも多く利活用されることが、鹿にとっても供養になると思いますし、人間の都合によってふえ過ぎたから人間の都合で減らしていく。これは人間の都合なので、命の尊厳をしっかりと理解しながら、捕獲に努めていただきたいと思います。

（農林大学校改修費について）

飯島委員 林の3ページの林業労働力対策費258万7,000円の農林大学校改修費について、森林学科の授業が円滑に実施できるよう、富士川キャンパスの教室防音工事を行うとありますが、学校の環境整備はいいことだと思いますが、何が授業の妨げになっているのですか。

山口林業振興課長 現在、教室が2部屋あり、1学年だけで1部屋を使っていますが、来年から2学年となり、2部屋を使うこととなります。先日、本校と通信を使って行う授業の中で、隣に人が使っている状態でその部屋を使った場合に、声が全て隣の部屋に抜けてしまうという状況がありましたので、壁をしっかりと防音工事をして、来年は、それぞれの部屋でしっかりと授業が受けられるように改修を行う予定になっております。

飯島委員 ほかの学科があるかどうか私はよく承知していませんが、この改修工事は森林学科だけということですか。

山口林業振興課長 森林学科です。

飯島委員 先ほどの答弁で、来年からクラスが2つになるから、このタイミングでやるとのことですが、このような物価高でそんなに急ぐ必要があるのかとも思いますが、その辺りでしょうか。

山口林業振興課長 来年の春には環境を整えておきたいと思っておりますので、このタイミングで改修をさせていただきたいと思っております。

飯島委員 この工事は、例えば東京の会社に頼まなければならないような特殊な工事なのでしょうか。

山口林業振興課長 特に特殊な工事ではなく、一般的な工事だと思っております。

飯島委員 業者選定はどのように考えていますか。

山口林業振興課長 規模にもよりますが、通常の入札の体制で、金額に合わせて県のルールの中で行っていくこととなります。

飯島委員 来年の春までに完成させるとなると、着工めどはついたんですか、あと工事期間を教えてください。

山口林業振興課長 予算をいただければ、春までに間に合う予定で進めていきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

やまなしエネルギービジョンの進捗状況等について、執行部の申し出により、説明が行われた。

質疑

（やまなしエネルギービジョンについて）

山田（七）委員 2030年度の太陽光発電10キロワット未満導入出力の目標値が22万キロワットと、現在の報告値と比べかなり大きな数字目標になっています。どうすれば太陽光発電が22万キロワットとなるのか、どのような方針でしょうか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 今後の再エネ導入に向けまして、昨年度、再エネポテンシャル調査を実施しました。その中で、住宅やビル、工場などの屋根に置く屋根置き太陽光発電施設は県内全世帯の年間消費量を十分賄うポテンシャルがあることがわかりました。

さらに、そのうちの9割は未設置の状況で、今後、住宅、工場、ビルなどへ屋根置きの太陽光発電施設の設置を積極的に進めていきたいと思っております。

そこで課題となるのは、太陽光発電の場合には初期費用が依然として高いということです。そうした中、県では今年度、新しく2つの取り組みを開始いたしました。1つは、共同購入事業です。これは、太陽光発電施設等の設置を希望される県内事業者を広く募集し、一括入札することにより、スケールメリットを働かせて初期費用の低減を図ろうとするものでございます。もう一つは、0円ソーラー、あるいは第三者所有方式と言っ

ておりますが、事業者が太陽光発電設備を設置し、家屋の所有者、住宅所有者は、設備の賃借料、あるいは電気の使用料を支払うことによって太陽光発電施設の恩恵を受けようとするものでございます。

こういった新しい取り組みを通じ、県民の皆様、事業者の皆様にもいろいろな選択肢を持っていただく中で、それぞれに見合った形で積極的に屋根置き太陽光発電を進めていくことによって、目標を達成していきたいと考えております。

山田（七）委員 屋根置き式ソーラーの普及は、民間の方々に理解を求めながら進めていただきたいですが、10キロワット以上の太陽光はどのような扱いになっているのでしょうか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 10キロワット以上につきましては、基本的に野立てのものは、昨年の7月に条例を制定しましたので、その中で、設置を規制する森林区域等につきましては、設置規制区域ということで、太陽光発電施設は原則、許可制となっておりますので、禁止としております。それ以外の農地等につきましては、条例では設置規制区域の対象外となっております。住民の皆様、地域との共生を図っていくことが、今後の再生可能エネルギー導入には大変重要であると思っておりますので、そういった形で、住民の皆様によく御説明をさせていただき、地域の皆様とともに共生できる太陽光発電施設を県として適正に進めていきたいと考えております。

山田（七）委員 この2030年の目標の中で、10キロワット以上の太陽光というものが含まれていませんが、2030年までに大規模なメガソーラーというのは、基本的には全廃する、太陽光クリーンエネルギーとしての発電は含まないという考えでいいですか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 10キロワット以上の太陽光発電施設につきましては、当然、再生可能エネルギーの中のカウントには入れさせていただきますが、目標として設定するということはしておりません。そこは、今の規制の中で対応することで、再生可能エネルギーとしては、グラフで見ますと、だいたい色の部分が10キロワット以上になりますが、10キロワット以上のものにつきましても、当然、メガソーラーも含め、適正な形で、導入を進めていく、条例の中で設置を進めていくことになろうかと思っております。

山田（七）委員 さまざまなところで大規模太陽光発電は問題を起こしている側面もありますので、エネルギービジョンの中で、クリーンエネルギーという位置づけをしたときに住民とトラブルになるような太陽光発電は、県が情報をしっかりと把握して適切な導入に努めていただきたいと思っております。

雨宮環境・エネルギー政策課長 委員御指摘のとおり、太陽光発電は、日照時間に恵まれた本県において、これからも重要な再生可能エネルギーの一つだと思います。

先ほど申し上げたように、ポテンシャルがかなりありますので、繰り返しになりますが、今後の太陽光発電施設につきましては、再生可能エネルギー全般になりますが、地域住民に根差した形の中で、地域と共生した中で、導入を適正に進めていくよう努めて

いきたいと考えております。

その他

- ・令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算における審査は10月6日、特別委員会終了後、午後から委員会を再開し、林政部関係の審査を行うこととされた。

以 上

土木森林環境委員長 大久保 俊雄